

綾瀬市歳入金の口座振替等による収納事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市の歳入金（以下「歳入金」という。）の口座振替及び自動払込み（以下「口座振替等」という。）による収納手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象種目)

第2条 口座振替等により取り扱うことができる歳入金の範囲は、次に掲げる種目とする。

- (1) 市県民税（森林環境税を含む。）（普通徴収）
- (2) 固定資産税（都市計画税を含む。）
- (3) 軽自動車税（種別割）
- (4) 国民健康保険税
- (5) 市営住宅使用料
- (6) 児童福祉費負担金（保育料）
- (7) 老人保護措置費負担金
- (8) 下水道事業受益者負担金
- (9) 墓園管理料
- (10) 介護保険料
- (11) 後期高齢者医療保険料
- (12) 下水道事業受益者分担金
- (13) 公設放課後児童クラブ利用者負担金（保育料）
- (14) 下水道使用料
- (15) 学校給食費

(取扱金融機関)

第3条 口座振替等による収納事務を取り扱うことができる金融機関（以下「金融機関」という。）は、綾瀬市財務規則（昭和59年綾瀬市規則第14号。以下「規則」という。）に規定する指定金融機関等の店舗並びに綾瀬市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則（令和2年綾瀬市規則第15号）第4条第2項に規定する綾瀬市公共下水道事業出納取扱金融機関及び綾瀬市公共下水道事業収納取扱金融

機関の店舗（以下「取扱店」という。）とする。

（対象者）

第4条 口座振替等による納付ができる者は、取扱店に預金口座又は貯金口座（以下「預金口座等」という。）を有する納入義務者で口座振替等の方法により納付する旨の申込みをし、取扱店の承諾を得た者とする。

（指定預金口座）

第5条 口座振替等のできる預金口座等は、取扱店にある納入義務者本人名義の普通預金口座、当座預金口座、納税準備預金口座又は通常郵便貯金口座のうち当該納入義務者が指定した一預金口座（以下「指定預金口座」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定預金口座を持たない納入義務者は、他の普通預金、当座預金、納税準備預金又は通常郵便貯金の預金者の承諾を得て、当該納入義務者の指定預金口座とすることができる。

（申込み手続）

第6条 口座振替等の方法により歳入金を納付しようとする納入義務者は、綾瀬市口座振替依頼書（第1号様式。以下「振替依頼書」という。）又は綾瀬市学校給食費口座振替依頼書（第1号様式の2。以下「給食費振替依頼書」という。）及び綾瀬市納入通知書等送付依頼書（第2号様式。以下「送付依頼書」という。）又は綾瀬市給食費納入通知書等送付依頼書（第2号様式の2。以下「給食費送付依頼書」という。）を取扱店に提出するものとする。

2 取扱店は、納入義務者から振替依頼書又は給食費振替依頼書及び送付依頼書又は給食費送付依頼書が提出されたときは、記載事項及び指定預金口座を確認し、振替依頼書及び給食費振替依頼書は保管し、送付依頼書及び給食費送付依頼書は承諾印又は受付局日付印を押印のうえ市に送付するものとする。ただし、郵便局においては、横浜貯金事務センターを経由し、市に送付するものとする。

第6条の2 第2条第1号から第4号、第6号、第10号、第11号、第14号及び第15号に掲げるいずれかの歳入金を口座振替等の方法により納付しようとする納入義務者は、当該納付しようとする歳入金についてインターネットを用いて口座振替の申込手続を完了させるサービス（以下「ウェブ口座振替受付サービス」という。）を利用し、ウェブ口座振替受付サービスを行う事業者（以下「事業者」という。）に対して申し込むことにより、前条第1項の規定による提出に代えることができ

る。

- 2 事業者は、前項の規定により納入義務者がウェブ口座振替受付サービスを利用して申し込みをしたデータ（以下「依頼データ」という。）の審査を行い、受理したときは、ウェブ口座振替受付サービス利用対象の取扱金融機関（以下「利用対象金融機関」という。）に当該依頼データを送付するものとする。
- 3 利用対象金融機関は、前項に規定する送付を受けた依頼データに基づく当該納入義務者の口座から振替を承諾したときは、当該依頼データに口座情報、受付結果等を加えたもの（以下「還元データ」という。）を事業者に送付するものとする。
- 4 事業者は、前項に規定する還元データの送付を受けたときは、納入義務者に受付完了通知を送付するとともに、当該還元データを市長に送付するものとする。

（開始時期）

第7条 口座振替等による歳入金の納付を開始する時期は、振替依頼書、給食費振替依頼書、送付依頼書及び給食費送付依頼書の提出が毎月10日までのものは翌月以降到来する納期分から、毎月10日を過ぎたものは翌々月以降到来する納期分からとする。

第7条の2 第6条の2の規定によるウェブ口座振替受付サービスを利用した納入義務者に係る口座振替等による歳入金の納付を開始する時期は、依頼データが各月の末日までに事業者に受理された場合は、当該受理をした日の属する月の翌月以降到来する納期分からとする。

（振替日）

第8条 口座振替等を行う日（以下「振替日」という。）は、納期の最終日とする。

（振替納付手続）

第9条 市長は、口座振替により歳入を収納しようとするときは、納入通知書の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を、電磁的方法（市長の使用に係る電子計算機と規則第86条に規定する取りまとめ店（収納代理郵便官署においては、綾瀬中郵便局。以下「取りまとめ店」という。）又は取扱店の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により取りまとめ店又は取扱店に送付するもの

とする。

2 取りまとめ店又は取扱店は、振替日に、前項の規定により送付された電磁的記録に記録されている金額を指定預金口座から振り替えるものとする。

3 取りまとめ店又は取扱店は、振替日の2営業日後までに、当該振替日における振替えの状況を第1項の規定により送付された電磁的記録に記録し、これを電磁的方法により市へ送付するものとする。

(領収書の交付)

第10条 取りまとめ店又は取扱店は、口座振替による歳入を収納したときは納入義務者に領収書を送付するものとする。ただし、納入義務者の申し出により指定預金口座の通帳へ記入することにより領収書に替えることができるものとする。

(口座振替等に係るデータの引渡し)

第11条 口座振替等に係るデータの引渡しについては、別に定めるものとする。

(取消し)

第12条 市長は、度重なる振替不能など口座振替等による納付が適当でない納入義務者に対し、納入通知書等送付依頼の承認を取り消すことができるものとする。この場合において、市長は当該納入義務者に口座振替納入通知書等送付取消通知書(第3号様式)を送付するものとする。

(解約手続)

第13条 納入義務者は、口座振替等による歳入金納付を停止するときは、振替依頼書及び送付依頼書を取扱店に提出するものとする。

2 前項の手続きについては、第6条第2項及び第7条の規定を準用する。この場合において、第7条中「納付を開始する」を「納付を解約する」と読み替えるものとする。

(取扱手数料)

第14条 口座振替等による収納の取扱手数料は、取りまとめ店(横浜貯金事務センターを除く。)が、毎年度4月分から9月分までを10月末日まで、10月分から翌年3月分までを4月末日までの請求区分により口座振替取扱手数料請求書(第4号様式)により、横浜貯金事務センターにあっては月ごとに総務省が定める請求書により市長に請求するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 綾瀬市歳入金の口座振替による収納事務取扱要綱（昭和60年綾瀬市告示第6号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱施行の際旧要綱に基づく様式が残存するときは、必要な調整をして、当分の間これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成2年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(綾瀬市歳入金郵便局自動払込取扱要綱の廃止)

- 3 綾瀬市歳入金郵便局自動払込取扱要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この告示は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3号様式、第3号様

式の3及び第3号様式の5の改正規定は、平成28年2月23日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱の規定による公設放課後児童クラブ利用者負担金(保育料)の口座振替に係る手続その他の必要な準備行為は、この要綱の施行の日前に行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱の規定による下水道使用料の口座振替に係る手続その他の必要な準備行為は、この要綱の施行の日前に行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年11月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条に関する事項は令和4年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第6条及び第6条の2の規定による学校給食費の口座振替に係る手続きその他の必要な準備行為は、この要綱の施行の日前に行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。